

制定のJIS案の計画(案)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定・改正・廃止する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の对象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に担い得る分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	素案作成者	作成開始予定
ISA	情報	制定	X5150-1	構内情報配線システム第1部:一般要件	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	JIS X 5150は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT(Internet of Things)社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-2を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムの共通一般要件をまとめたものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略号及び添え字 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 幹線配線サブシステムの基準設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件 12 附属書A(規定) クラスA、B、C、D、E、EA、F、FA、I及びII平衡配線並びに光ファイバ配線のための適合試験手順 13 附属書B(規定) 平衡配線用接続器具の機械的及び環境性能試験	X5150	ISO/IEC 11801-1:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録 (構内情報配線システム)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会	2020年4月
ISA	情報	制定	X5150-2	構内情報配線システム第2部:オフィス施設	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	この規格は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT(Internet of Things)社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-1を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムのオフィス施設への適用を規定したものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 基準設計 9 ケーブル要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件	X5150	ISO/IEC 11801-2:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録 (構内情報配線システム)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会	2020年4月